

隋書經籍志序譯註(三)

興膳宏
川合康三
京都大學

經部(2)

孝經

夫孝者、天之經、地之義、人之行。自天子達於庶人、雖尊卑有差、及乎行孝、其義一也。先王因之以治國家、化天下、故能不嚴而順、不肅而成。斯實生靈之至德、王者之要道。

孔子既敍六經、題目不同、指意差別、恐斯道離散、故作孝經、以總會之、明其枝流雖分、本萌於孝者也。

遭秦焚書、爲河間人顏芝所藏。漢初、芝子貞出之、凡十八章、而長孫氏・博士江翁・少府后蒼・諫議大夫翼奉・安昌侯張禹、皆名其學。又有古文孝經、與古文尙書同出、而長孫

有闕門一章、其餘經文、大較相似、篇簡缺解、又有衍出三章、并前合爲二十二章、孔安國爲之傳。至劉向典校經籍、以顏本比古文、除其繁惑、以十八章爲定。鄭衆・馬融、並爲之注。又有鄭氏注、相傳或云鄭玄、其立義與玄所注餘書不同、故疑之。

梁代、安國及鄭氏二家、並立國學、而安國之本、亡於梁亂。陳及周・齊、唯傳鄭氏。至隋、祕書監王劭於京師訪得孔傳、送至河間劉炫。炫因序其得喪、述其議疏、講于人間、漸聞朝廷、後遂著令、與鄭氏並立。儒者誼誼、皆云炫自作之、非孔舊本、而祕府又先無其書。又云魏氏遷洛、未達華語、孝文帝命侯伏侯可悉陵、以夷言譯孝經之旨、教于國人、謂之國語孝經。今取以附此篇之末。

そもそも孝というのは、天の不變の法則、地の永遠の秩序、人の踏み行なうべき道である。上は天子から下は庶民に至るまで、身分にちがいはあっても、親に孝を盡すことにおいては、その道は一つだ。先王はこれにもとづいて國を治め、天下を教化したので、厳格な方法をとらなくても

人民はすなおに従い、きびしい態度をみせなくても教化は成就できたのであった。これぞまさしく人類の至上の徳、王者の根幹となる道である。

孔子が六經をまとめると、そこには様々な項目が並ぶことになり、その趣旨にもいろいろな方向が生じたので、聖道が分裂してしまはいはないかと案じ、そこで『孝經』を作って、全體を統合し、たとえ末端は分歧を生じようとも、根本は孝に根ざすということを明らかにしたのである。

秦の焚書に際しては、河間の人顔芝がんしのもとにかくされていた。漢の初め、顔芝の子顔貞がんていが世に出したが、それは計十八章のもので、長孫氏、博士江翁かうおう、少府后蒼こうそう、諫議大夫翼奉よくほう、安昌侯張禹ちやうむなどが、いずれもその學問で名だたる者であった。それとは別に『古文孝經』というものがあり、それは『古文尚書』とともに世に出てきたのだが、(長孫氏のテキストに)「閨門」の一章があったのを除くと、その他の經文は大體同じものであり、ただ竹簡に不足や錯亂があつて、三章よけいに章をたてたので、先のものとは合わせると計二十二章になり、孔安國がそれに注釋を施し

た。劉向が經籍を校勘した際、顔氏のテキストによって古文を檢討し、煩雜な部分は削りとつて、十八章に定めた。鄭衆と馬融が、それぞれそれに注を施した。さらに「鄭氏注」というものがあり、鄭玄の注ではないかと傳えられているが、その解釋の方法は鄭玄が注を施したほかの書物とはちがっているので、うたがわしい。

梁の世には、孔安國と鄭氏の二家が、そろつて國學の教科に採用されたが、孔安國のテキストは、梁の戰亂の際に滅びてしまった。陳と北周・北齊では、鄭氏の學問のみが傳承された。隋に入ると、祕書監の王劭おうしやうがみやこで『孔傳』を發見し、それを河間の劉炫りゅうけんのもとに届けた。そこで劉炫はそのテキストの長所短所をかきならべ、義疏をみずから撰述して『古文孝經述義』、民間で講義したが、そのことはやがて朝廷の耳にも入り、後には勅令によつて、鄭氏の學問と共に國學に講座をもつことになった。しかし口やかましい學者たちは、それは劉炫が自分で作ったものであつて、孔安國のもとのテキストではなく、それに宮中の書庫にももともとその本はなかつたのだと、口々に言いたてた。ま

た、北魏が洛陽に遷都した際、彼等はまだ中國語に習熟していなかったので、孝文帝が侯伏侯可悉陵かしつりょうに命じ、『孝經』の趣旨を自分の國の言葉に翻譯させて國民に教えたとのことだが、それは『國語孝經』といわれる。いまそれもこの篇の最後に付け加えておく。

- (1) 夫孝者四句 『孝經』三才章に、「子曰、夫孝、天之經也、地之義也、民之行也」とあり、漢志にもこのことばがそのまま引かれている。
- (2) 自天子達於庶人四句 『孝經』天子章第二から庶人章第六に至る五章では、天子、諸侯、卿大夫・士・庶人のそれぞれにおける孝のありかたが説かれる。その結びとなる庶人章の後段（古文『孝經』では孝本章）に、「故自天子、至於庶人、孝無終始、而患不及者、未之有也」という。
- (3) 先王因之以治國家二句 『孝經』孝治章に、「子曰、昔者明王之以孝治天下也、不敢遺小國之臣、而況於公侯伯子男乎……治國者、不敢侮於鰥寡、而況於士民乎」。
- (4) 故能不嚴而順二句 『孝經』三才章に、「天地之經而民是則之、則天之明、因地之利、以順天下。是以其教不肅而成、其政不嚴而治」。また聖治章にも、「聖人之教、不肅而成、其政不嚴而治」とある。
- (5) 斯實生靈之至德二句 『孝經』開宗明義章に、「子曰、先王有至德、要道、以順天下、民用和睦、上下無怨」。また廣要道章に、「禮者敬而已矣。故敬其父則子悅、敬其兄則弟悅、敬其君則臣悅、敬一人而千萬人悅。所敬者寡而悅者衆、此之謂要道也」、廣至德章に、「詩云、愷悌君子、民之父母。非至德、其孰能順民如此其大者乎」とある。
- (6) 自孔子既敘六經至以總會之 鄭玄「六藝論」（『孝經』序疏引）にもとづく。曰く、「孔子以六藝題目不同、指意殊別、恐道離散、後世莫知根源、故作孝經、以總會之」。漢志は『孝經』を、孔子が弟子曾參のために孝道を陳べた書とし、「經典釋文序錄」もそれを承ける。隋志がそのことに觸れぬのは、前二書とやや態度を異にするといえる。
- (7) 明其枝流雖分二句 『論語』學而篇の「孝弟也者、其爲仁之本與」のごとき思想にもとづく考えであろう。隋志から時代は下るが、玄宗の「孝經序」には「是知孝者德之本歟」といい、また三才章の玄宗注「孝爲百行之首、人之常德」について、邢昺の疏は『論語』鄭玄注の「孝爲百行之本」を引き、「言人之爲行、莫先於孝」といっている。
- (8) 自遭秦焚書至皆名其學 漢志は今文『孝經』が顔氏から出たことについては言及せず、ただ「漢興、長孫氏博士江翁・少府后蒼・諫大夫翼奉・安昌侯張禹傳之、各自名家」とのみいう。隋志の記述は、「經典釋文序錄」のそれとほぼ同じい。「亦遭焚燼、河間人顔芝爲秦禁藏之。漢氏尊學、芝子貞出之、

是爲今文。長孫氏・博士江翁・少府后蒼・諫大夫翼奉・安昌侯張禹傳之、各自名家、凡十八章。漢志目錄には、「孝經一篇」と著録され、班固の自注に、「十八章。長孫氏・江氏・后氏・翼氏四家」とある。

(9) 博士江翁 『漢書』儒林傳に、「博士江公世爲魯詩宗、至江公著孝經說」とあり、江公はまた江翁とも稱されたこと、同傳中に明證を得る。『孝經說』とは、漢志目錄の著録する『江氏說』一篇のことであろう。

(10) 少府后蒼 禮注(13)參照。漢志目錄に『后氏說』一篇が見えている。

(11) 諫議大夫翼奉 字は少君、東海下邳の人。后蒼に従つて齊詩を治め、元帝（在位前四八—前三三）の時代に諫大夫となつた。『漢書』卷七十五に傳がある。漢志目錄に『翼氏說』一篇が著録される。

(12) 安昌侯張禹（？—前五）、字は子文、河内軹の人。成帝の師で、『易』と『論語』に學殖深く、官位は丞相に至つた。河平四年（前二五）、安昌侯に封ぜられた。『漢書』卷八十一に傳がある。漢志目錄に『安昌侯說』一篇が見えている。

(13) 又有古文孝經二句 許沖の『說文』を進める上書に、「古文孝經者、孝昭帝時、魯國三老所獻、建武時、給事中議郎所校、皆口傳、官無其說」とある。古文『孝經』が古文『尚書』等とともに孔子舊宅の壁中から發見されたことについては、書注(15)に引く漢志等參照。

隋書經籍志序譯注(一)(興膳・川合)

(14) 自長孫有闔門一章至孔安國爲之傳 漢志「孝經古孔氏一篇

二十二章」の顏師古注に劉向「別錄」を引いて、「古文字也。庶人章分爲二也、曾子敢問章爲三、又多一章、凡二十二章」とある。古文だけに存する一章とは、おそらく「闔門」の章を指すのであろう。「經典釋文序錄」にはより明確に、「又有古文、出于孔氏壁中、別有闔門一章、自餘分析十八章、總爲二十二章、孔安國作傳」とある。さすれば、「闔門」一章は元來古文のテキストのみに傳つたものに相違なく、隋志が今文系の長孫氏のテキストに同章が存したとするのには問題がある。またこの前後の文脈からいっても、「長孫」の二字を衍字とみる方が論理的な一貫性が備わる。わが國に傳わるいわゆる孔安國傳の古文『孝經』（以下日本古文と稱する）では、第十九章に「闔門」の章が置かれ、今文にはない「子曰、闔門之内、具禮矣乎、嚴親嚴兄、妻子臣妾、緜百姓徒役也」の二十四字が見える。同本はまた庶人章を庶人・孝平の二章に、聖治（曾子敢問）章を聖治・父母生續・孝優劣の三章に分ち、劉向のいう二十二章の形態に合致する。注(19)參照。漢志は今文四家のテキストについて、「經文皆同」といい、續けて「唯孔氏壁中古文爲異。『父母生之、續莫大焉』、『故親生之膝下』、諸家說不安處、古文字讀皆異」といっている。古文との違いを示す例として引かれているのは、いずれも聖治章第九中の句。因みに日本古文では、「續莫大焉」を「續莫大焉」に、「親生之膝下」を「親生毓之」にそれぞれ作る。

漢志の顔師古注は、桓譚『新論』を引いて、「古孝經千八百七十二字、今異者四百餘字」という。

(15) 孔安國爲之傳 日本古文『孝經』の孔安國序によれば、孔安國は當時古文『孝經』を認めようとし、淺學者に憤りを發して訓傳を著わしたといひ、「悉載本文、萬有餘言、朱以發經、墨以起傳」とその體例にも言及する。

(16) 自劉向典校經籍至鄭衆馬融並爲之注 「經典釋文序錄」には、「劉向校書、定爲十八、後漢馬融亦作古文孝經傳、而世不傳」とある。本志目錄の原注に、「梁有馬融・鄭衆注孝經二卷、亡」と見える。鄭衆は易注(2)、馬融は同注(2)參照。

(17) 又有鄭氏注四句 「經典釋文序錄」に、「世所行鄭注、相承以爲鄭玄、案鄭志及中經簿無。唯中朝穆帝集講孝經、云以鄭玄爲主、檢孝經注、與康成注五經不同、未詳是非」とあり、その原注に、「江左中興、孝經論語、共立鄭氏博士一人」といふ。唐の開元七年(七一九)、玄宗の諸問に應じて上られた劉子玄(知幾)の「孝經老子注易傳議」(『孝經』疏・『唐會要』卷七十七・『文苑英華』卷七百六十六所引)は、鄭氏注が鄭玄の著に非ざることを説いて、「謹按今俗所行孝經、題曰鄭氏注。爰自近古、皆云鄭即康成、而魏晉之朝、無有此說。至晉穆帝永和十一年及孝武帝太元元年、再聚羣臣、共論經義。有荀昶者、撰集孝經諸說、始以鄭氏爲宗。自齊梁以來、多有異論、陸澄以爲非玄所注、請不藏於祕省。王儉不依其請、遂得見傳於時。魏齊則立於學官、著在律令。蓋由庸俗無識、故

致斯訛舛、然則孝經非玄所注」。劉子玄はこれが鄭玄の手になるものでない十二の根拠を以下に列挙しているが、とりわけ鄭玄自身が『孝經』に注したことに全く觸れておらず、さらに彼の門弟の編んだ『鄭志』やその目錄にも『孝經』注は載せられていない點が重要な根拠とされている。

(18) 自梁代至亡於梁亂 本志目錄には孔安國傳『古文孝經』一卷を著録するが、その原注には「梁末亡逸、今疑非古本」とあって、それがすでに偽書の疑いを抱かれていたことが示されている。

(19) 自至隋至而祕府又先無其書 京都大學附屬圖書館には、古寫本『孝經述義』(舟橋家舊藏本)の卷首及び聖治章第十から廣至德章第十六に至る卷四の部分を存するが、うち卷首の孔序に施された議には、孔安國本の傳來に關して次のように述べられる。「後魏以來、無聞見者。開皇十四年、書學博士王孝逸於京市買得、以示著作郎王邵、邵遣送見示、幸而不滅、得至於今」。これは以下に見る如く、劉知幾「孝經老子注易傳義」の記述とも合致するところがある。曰く、「至隋開皇十四年、祕書學士王孝逸、於京師陳人處買得一本、送與著作郎王劭、劭以示河間劉炫、仍令校定。而此書更無兼本、雖可依憑、炫輒以所見率意刊改、因著古文孝經稽疑一篇。劭以爲此書經文盡在、正義甚美、而歷代未嘗置於學官、良可惜也」。蓋し隋志の筆者も劉知幾も、劉炫の述義を據り所としていることは確實であろう。

一方、孔安國本に否定的な立場をとる司馬貞の議（『孝經』疏等引）は、その信憑性に當然厳しい評價を下している。「其古文二十二章、元出孔壁、先是安國作傳、緣遭巫蠱、世末之行、荀昶集注之時、尚有孔傳、中朝遂亡其本。近儒欲崇古學、妄作此傳、假稱孔氏、輒穿鑿改更。又僞作闔門一章、劉炫詭隨、妄稱其善。且闔門之義、近俗之語、非宣尼之正說。案其文云、闔門之內、具禮矣乎、嚴親殿兄、妻子臣妾、繇百姓徒役也。是比妻子於徒役、文句凡鄙、不合經典。又分庶人章、從故自天子已下、別爲一章、仍加子曰二字。然故者連上之詞、既是章首、不合言故。古文既亡、後人妄開此等數章、以應二十二章之數、非但經文不真、抑亦傳習淺僞云云」。劉炫の書は、本志目錄に、『古文孝經述義』五卷として著録される。本邦に傳わる古文『孝經』も、おそらく劉炫から出たものと考えられる。

(20) 王劭 字は君懋、太原晉陽の人。隋の初年に著作郎となり、その座に在ること二十年近くにわたり、煬帝の即位後、祕書少監に任ぜられた。その間、『齊書』『隋書』等を著わしている。『隋書』卷六十九に傳がある。

(21) 劉炫 字は光伯、河間景城の人。博聞強記を以て鳴り、著作郎王劭とともに『隋書』撰述にたずさわったこともある。品性の面で缺けるところがあったらしく、そのため太學博士の地位を解任されたりしている。『論語述義』『古文孝經述義』など多くの著作を遺した。諡は宣德先生。彼は開皇初年

隋書經籍志序譯注(一) (興膳・川合)

のころ、天下遺逸の書を購求する詔が出されると、『連山易』『魯史記』等百餘卷の書を偽造して奏上し、罪に問われたことがある（總序(ハ)注(1)参照）。いわば僞書作りにかけては名うての人物だったわけで、さてこそ彼の手を経た古文『孝經』が大いに物議をかましたのだろう。『隋書』儒林傳に傳がある。

(22) 侯伏侯可悉陵 未詳。王族の一人常山王遵の孫に可悉陵なる人物があるが（『魏書』卷十五）、太武帝（在位四二四—四四〇）の時代には活躍した人で、孝文帝（在位四七—四九九）の治世とは時間の隔りがあり、おそらく別人であろう。因みに北魏の洛陽遷都は、孝文帝の太和十七年（四九三）のことである。

論語

(1) 論語者、孔子弟子所録。孔子既斂六經、講於洙、泗之上、門徒三千、達者七十。其與夫子應答、及私相講肄、言合於道、或書之於紳、或事之無厭。仲尼既沒、遂緝而論之、謂之論語。

(4) 漢初、有齊・魯之說。其齊人傳者、二十二篇、魯人傳者、二十篇。齊則昌邑中尉王吉・少府宗彥、御史大夫貢禹、尙書

令五鹿充宗・膠東庸生。魯則常山都尉軋奮・長信少府夏侯勝・韋丞相節侯父子・魯扶卿・前將軍蕭望之・安昌侯張禹、並名其學。

張禹本授魯論、晚譁齊論、後遂合而考之、刪其煩惑。除去齊論問王・知道二篇、從魯論二十篇爲定、號張侯論、當世重之。周氏・包氏、爲之章句、馬融又爲之訓。

又有古論語、與古文尙書同出、章句煩省、與魯論不異、唯分子張爲二篇、故有二十一篇。孔安國爲之傳。

漢末、鄭玄以張侯論爲本、參考齊論古論而爲之注。魏司空陳羣・太常王肅・博士周生烈、皆爲義說。吏部尙書何晏、又爲集解。是後諸儒多爲之注、齊論遂亡、古論先無師說。

梁・陳之時、唯鄭玄・何晏立於國學、而鄭氏甚微。周・齊、鄭學獨立。至隋、何・鄭並行、鄭氏盛於人間。

其孔叢・家語、並孔氏所傳仲尼之旨。爾雅諸書、解古今之意、并五經總義、附于此篇。

『論語』というのは、孔子の弟子たちが書きしるした記録である。孔子は六經をまとめると、それを洙・泗のほと

りで講義し、門弟は三千人にのぼり、なかでも奥義を會得した者は七十人を數えた。彼等は先生との問答やら、弟子同志の間での學習の中で、道になつた言葉があると、帶のはしに書きとめたり、たゆまず實踐に努めたりした。孔子が亡くなると、そうした言葉を集めて論じあい、それを『論語』と名づけたのである。

漢の初めには、齊と魯の二つの説があつた。そのうちの齊の人々が傳承していたものは二十二篇であり、魯の人々が傳承していたものは二十篇であつた。齊の方の傳承者は、昌邑中尉の王吉、少府の宗〔宋〕畸、御史大夫の貢禹、尙書令の五鹿充宗、膠東の庸生などであつた。魯の方は、常山都尉の軋奮、長信少府の夏侯勝、丞相韋節侯の父子、魯の扶卿、前將軍蕭望之、安昌侯張禹などが、その學問で名だたる者であつた。

張禹は元來『魯論』をうけついでいたが、後年『齊論』を講義し、のちに兩者を一まとめにして檢討を加え、その煩雜な箇所を整理した。すなわち『齊論』の「問王」・「知道」の二篇を刪除して、『魯論』二十篇に從つて定本とし、

『張侯論』と名づけたわけだが、それは當時の人々から高く評價されるところとなった。周氏しゅうしと包氏ほうしがそれに章句を著わし、馬融がさらに訓詁を加えた。

別に『古論語』というものがあり、『古文尙書』と一緒に世に現われたのだが、章や句の多寡は『魯論』とかわるものではなく、ただ「子張」篇を二篇に分割していたために、二十一篇になっていた。孔安國がそれに注解を付けた。

後漢の終わり、鄭玄は『張侯論』を底本にして、『齊論』、『古論』を参照しながら注釋を施した。魏の司空であった陳羣ちんぐん、太常の王肅おうしゆく、博士の周生烈しゅうせいれつらは、いずれも解釋を著わした。そして吏部尙書の何晏が、さらに『集解』を著わした。その後も多くの學者がそれに注を施したので、『齊論』の方はほろんでしまったし、『古論』には初めから學說らしきものがなかった。梁・陳の世では、鄭玄と何晏の學問のみが國學に講座をもっていたが、鄭玄の學派は勢力がなかった。北周・北齊では、鄭玄の學說だけが國學に採用されていた。隋にはいると、何晏と鄭玄の兩者が對等に行なわれ、鄭玄の説はことに民間で隆盛をほこった。

隋書經籍志序譯注(三)(興膳・川合)

書目の中の『孔叢子』と『孔子家語』は、いずれも孔家の人々が孔子の思想を傳承したものである。『爾雅』以下の諸書は、過去現在のことばの意味を解明するものであり、それらとさらに五經の總論とを、この篇に付けておく。

- (1) 論語者二句 何晏『論語集解』序(以下何晏序と稱する)は、劉向の『別錄』を引いて、「魯論語二十篇、皆孔子弟子記諸善言也」といい、また皇侃『論語義疏』序(以下皇侃序と稱する)は「論語者、是孔子沒後、七十弟子之門徒、共所撰錄也」という。漢志には、「論語者、孔子應答弟子時人、及弟子相與言而接聞於夫子之語也」とあり、「經典釋文序錄」はこの句を襲用する。なお、漢志や『七錄』は『論語』を『孝經』の前に置き、『經典釋文』に至って、はじめて『孝經』『論語』の順に排列する。その理由を同「序錄」は、「此是門徒所記、故次孝經。藝文志及七錄以論語在孝經前、今不同此次」と述べる。隋志の體例もこれに倣ったものと思われる。
- (2) 孔子既敘六經四句 皇侃序に、「聖師孔子、符應頹周、生魯長宋、遊歷諸國。以魯哀公十一年冬、從衛反魯、刪詩定禮於洙泗之間、門徒三千人、達者七十有二」とある。そのもとづくところは、もちろん『史記』孔子世家の「孔子以詩書禮樂教、弟子蓋三千焉、身通六藝者七十有二人」にある。

- (3) 自其與夫子應答至謂之論語「其與夫子應答、及私相講肄」二句は、漢志の「孔子應答弟子時人、及弟子相與言」をいいかえたものだろう。注(1)参照。「或書之於紳」以下の内容も、漢志の「當時弟子各有所記。夫子既卒、門人相與輯、而論憲、故謂之論語」に據りつつ書かれている。「書之於紳」は、『論語』衛靈公篇に、「子張書、諸紳」とある。「經典釋文序錄」は、『論語』を孔門の弟子たちの共同編纂によるものとしながらも、さらに「仲弓・子夏等所撰定」とする鄭玄の説を擧げている。(『經典釋文』卷二十四では、仲弓と子夏の間に子游の名が加わっている)。
- (4) 自漢初至並名其學 漢志の記述も、以下の通りほぼ同内容である。「漢興、有齊魯之說。傳齊論者、昌邑中尉王吉・少府宋疇・御史大夫貢禹、尙書令五鹿充宗・膠東庸生、唯王陽名家。傳魯論語者、常山都尉龔奮・長信少府夏侯勝・丞相韋賢・魯扶卿・前將軍蕭望之・安昌侯張禹、皆名家。張氏最後而行於世。」
- (5) 其齊人傳者四句 漢志目錄に、「齊二十二篇」、また「魯二十篇、傳十九篇」とある。「齊論語」は、班固の自注にいうように、問王・知道の二篇が多かった。さらに何晏序に「齊論語二十二篇、其二十篇中、章句頗多於魯論」といい、皇侃序にも「齊論題目、與魯論大體不殊、而長有問王・知道二篇、合二十二篇、篇內亦微有異」というのによれば、『齊論』と『魯論』の違いは、單なる篇數の多少だけではなかったことが知られる。
- (6) 昌邑中尉王吉 字は子陽、琅邪阜陽の人。昭帝・宣帝のころの人で、『漢書』卷七十二の本傳には、「吉兼通五經、能爲鬻氏春秋、以詩・論語教授」とある。官位はのち博士諫大夫に至った。子の駿にも『魯論』の注解である『魯王駿說』二十篇があり、漢志に著録されている。
- (7) 少府宋疇 「宗」は、漢志・『經典釋文序錄』とも「宋」に作る。隋志の誤りであろう。宋疇は傳未詳だが、『漢書』霍光傳中に名が見え、やはり昭帝・宣帝のころの人だったことがわかる。
- (8) 御史大夫貢禹 字は少翁、琅邪の人。「明經繁行」を以て知られたという。前記王吉の友人で、王吉傳に「世稱王陽在位、貢公彈冠、言其取舍同也」とある。『漢書』卷七十二に傳がある。
- (9) 尙書令五鹿充宗 五鹿充宗は傳未詳ながら、『漢書』儒林傳中に名が見え、王吉らと同じく宣帝時代の人物と知られる。
- (10) 膠東庸生 庸生は名を譚といい、古文『尙書』の傳授者の一人としても知られる。書家及び同注(2)参照。
- (11) 常山都尉龔奮 傳未詳。
- (12) 長信少府夏侯勝 書家及び同注(1)参照。『漢書』卷七十二韋賢傳注に、「長信者、太后宮名、爲太后官屬也」。漢志目錄に、『魯夏侯說』二十一篇を著録する。
- (13) 韋丞相節侯父子 韋賢、字は長孺、魯國鄒の人。「諷諫詩」の作者韋孟の五世の孫にあたる。昭帝・宣帝時代の人で、禮

尚書に通じ、詩を教授し、鄒魯大儒と稱された。七十餘歳にして宰相に任ぜられ、五年後に老病を理由に辭職した。諡は節侯。『漢書』卷七十三に傳がある。子の玄成、字は少翁、も經學に明るく、位は父と同じく丞相に達した。建昭三年（前三六）没、諡は共侯。父賢の傳に付傳がある。

(14) 魯扶卿 扶卿は傳未詳だが、『經典釋文序錄』の陸德明自注に、「鄭云、扶先、或說、先、先生」とある。『論衡』正說篇に、「初孔子孫孔安國以教魯人扶卿」とあるのによれば、武帝ころの人。

(15) 前將軍蕭望之（前一〇六―前四七）、字は長倩、東海蘭陵の人。官位は前將軍光祿勳に至った。『漢書』七十八の傳に、「從夏侯勝問論語・禮服、京師諸儒稱述焉」とあり、元帝の師として政事を輔佐した儒者官僚である。

(16) 安昌侯張禹 孝經注(12)參照。

(17) 自張禹本授魯論至馬融又爲之訓 何晏序に、「安昌侯張禹本受魯論、兼講齊說、善者從之、號曰張侯論、爲世所貴、包氏・周氏章句出焉」とある。「授」は、何序の如く「受」に作るべきであろう。張禹の『論語』傳授に關して、『漢書』本傳には、「始魯扶卿及夏侯勝・王陽（吉）・蕭望之・韋玄成皆說論語、篇第或異。禹先事王陽、後從庸生、采獲所安、最後出而尊貴。諸儒爲之語曰、欲爲論、念張文。由是學者多從張氏、餘家淺微」とある。ただ、張禹が先後して師事したという王吉と庸生とは、既述の如くいずれも『齊論』の傳授者であり、

隋書經籍志序譯注(三) (與膳・川合)

禹が誰から『魯論』を授かったかは、ここには明示されていない。案ずるに、何晏序の皇侃注に、「安昌侯張禹從建受魯論、兼說齊論」といい、「經典釋文序錄」に、「安昌侯張禹受魯論于夏侯建、又從庸生・王吉受齊論」というのに從えば、『魯論』の師は夏侯建だったことになる。漢志目錄には、『魯安昌侯說』二十一篇を著録するが、禹が成帝に獻したという『論語章句』（『漢書』本傳）を指すと思われる。

(18) 齊論問王知道二篇 注(2)に引く何晏序參照。

(19) 周氏 傳未詳。

(20) 包氏 包咸（前六一六五）、字は子良、會稽曲阿の人。長安で右師細君に師事して、魯詩と『論語』を習った。官位は大鴻臚に至る。『後漢書』儒林傳下に傳を有し、「建武中、入授皇太子論語、又爲其章句」と記される。

(21) 馬融又爲之訓 馬融を張侯論の注者とする見解は、皇侃說と合致する。「後有馬氏、亦注張禹魯論也」（何晏序注）。ただし、何晏序は、次の如く馬融を『古論』の注者と見なす。「古論唯博士孔安國爲之訓說、而世不傳。至順帝之時、南郡太守馬融亦爲之訓說」。邢昺疏もこれに倣う。武内義雄氏は兩說を比較して、「馬融の著作はすべて古文學であるから恐らく邢說が正しいのであらう」（『論語の研究』岩波書店刊、一一―ページ）といわれる。

(22) 自又有古論語至故有二十一篇 何晏序に、「魯共王時、嘗欲以孔子宅爲宮、壞得古文論語。齊論有問王・知道、多於魯

論二篇。古論亦無此二篇、分堯曰下章子張問以爲一篇、有兩子張、凡二十一篇」とある。また書注の參照。何序によれば、堯曰第二十の第二章「子張問於孔子曰、何如斯可以從政、矣云云」以下の章を、『古論語』は獨立させて、子張問第二十一と題していたことになる。すなわち子張第十九とともに、二つの子張篇が存していた。とすれば、隋志の「分子張爲二篇」という記述は、正確ではない。ただし、「經典釋文序錄」の陸氏自注には如淳の説を引いて、堯曰篇の「子張問云云」以下を、『古論語』では「從政」篇と名づけて獨立させていたという。

(23) 孔安國爲之傳 孔安國が『古論語』の注を書いたことは、何晏序に始めて見える。注の參照。同序には、「世に傳わらず」といい、何晏の集解中には孔安國の説と稱される見解が引用されているが、僞託の説と思われる。

(24) 自漢末至古論而爲之注 何晏序に、「漢末、大司農鄭玄就魯論篇章、考之齊・古、爲之注」とある。また「經典釋文序錄」には、「鄭玄就魯論・張・包・周之篇章、考之齊・古、爲之注焉」といい、學而篇の釋文では、「案鄭校周之本以齊・古、讀正凡五十事」と具體的な數字を擧げている。本志目録に、鄭玄注『論語』十卷を著録し、注にまた「梁有古文論語十卷、鄭玄注」という。鄭注『論語』の殘卷は今世紀初めに敦煌で發見された。さらに一九六九年には新疆省維吾爾自治區吐魯番阿斯塔那地區においても新たな殘卷が發見されたこと、我

私の近く記憶するところである。

(25) 魏司空陳羣二句 何晏序に、「近故司空陳羣、太常王肅、博士周生烈、皆爲義說」とあり、その皇侃注には、「亦爲張論作注說也」という。

陳羣(?—二三六)、字は長文、潁川許昌の人。曹操に召されて魏に仕え、のち明帝の時代に司空に至った。『魏志』卷二十二に傳がある。陳羣の注は早く滅びたものらしく、「經典釋文序錄」にも、本志目録にも著録されていない。

(26) 太常王肅 王肅については、易注の參照。

(27) 博士周生烈 周生烈の名は、『魏志』卷十三王肅傳中に見える。周生が姓で、名が烈、敦煌の人。「經典釋文序錄」の陸氏自注に、「七錄云、字文逢、本姓唐、魏博士、侍中」という。邢昺疏は字を文逸に作る。本志の子部儒家類によれば、『七錄』には『周生子要論』一卷、錄一卷が著録されていた。

(28) 吏部尚書何晏二句 何晏(一九〇—二四九)、字は平叔、南陽の人。後漢末の大將軍何進の孫になる。曹操の女を娶り、明帝の没後、曹爽に付會して、官は吏部尚書に至ったが、司馬懿のために誅された。『魏志』卷九曹爽傳に略傳が付される。著作には『論語集解』の他に、『老子道德論』二卷、集十一卷があった。

『論語集解』撰述の經緯は、何晏序に詳しい。「前世傳受師說、雖有異同、不爲之訓解、中間爲之訓解、至于今多矣。所見不同、互有得失。今集諸家之善說、記其姓名、有不安者、

頗爲改易、名曰論語集解。光祿大夫關内侯臣孫寯、光祿大夫臣鄭沖、散騎常侍中領軍安鄉亭侯臣曹羲、侍中臣荀頤、尙書尉馬都尉關内侯臣何晏等上。『晉書』卷三十三鄭沖傳にも、沖等五人が『論語集解』を上奏した由の記事が見える。かく元來五人の共著でありながら、後世専ら何晏の名を以て行なわれているのは、『四庫全書總目提要』がいうように、晏が「親貴を以て其の事を總領」したせいであろうか。

(29) 是後諸儒多爲之注二句 皇侃序に、「今日所講、即是魯論、爲張侯所學、何晏所集者也」という。同序にはまた何晏以後の注者として、晉の衛瓘・繆播・樂肇・郭象・蔡謨・袁宏・江淳・蔡系・李充・孫綽・周瓌・范甯・王珉の十三家を挙げ、彼等の書は晉の江熙の集解に集成されていたという。皇侃の義疏は主として江氏集解に據っている。本志目録には、他の諸家をも含めた多くの『論語』注を著録する。

(30) 周齊鄭學獨立 『魏書』並びに『北史』儒林傳によれば、鄭玄の『論語』注は「大いに河北に行なわれ」という。易注(3)参照。『北史』儒林傳の陳奇傳に、奇の『論語』注は、「其の義多く鄭玄に異なる」ものであったというのも、鄭玄注が廣く行なわれていた事實を示唆しよう。

(31) 其孔叢家語二句 本志目録に、『孔叢』七卷・陳勝博士孔鮒撰が著録される。孔鮒は、孔子八世の孫。ただし、この書は鮒の名に借りた後世の僞作とされる。また『孔子家語』二十一卷王肅解も著録されるが、これも王肅の僞作。漢志所載

讀書經籍志序譯注(三)(興膳・川倉)

の『孔子家語』二十七卷とは別物であること、すでに顏師古注に見える。

(32) 爾雅諸書二句 『爾雅』序に、「夫爾雅者、所以通詁訓之指歸、敘詩人之興詠、摠絕代之離詞、辯同實而殊號者也」とある。『經典釋文』釋詁の疏には、「張揖雜字云、詁者、古今之異語也」、また釋言の疏には、「此釋言篇者、釋古今之訓義」という。漢志は隋志と異なり、『爾雅』『小爾雅』等を孝經類に分類している。

(33) 五經總義 本志目録の末尾には、許慎『五經異義』十卷・譙周『五經然否論』五卷等の書が載せられている。

識緯

易曰、「河出圖、洛出書」。然則聖人之受命也、必因積德累業、豐功厚利、誠著天地、澤被生人、萬物之所歸往、神明之所福饗、則有天命之應。(34) 蓋龜龍負負、出於河・洛、以紀易代之徵、其理幽昧、究極神道。先王恐其惑人、祕而不傳。說者又云、孔子既敘六經、以明天人之道、知後世不能稽同其意、故別立緯及讖、以遺來世。(35)

(36) 其書出於前漢、有河圖九篇、洛書六篇、云自黃帝至周文王所受本文。又別有三十篇、云自初起至于孔子、九聖之所

増演、以廣其意。又有七經緯三十六篇、並云孔子所作、并前合爲八十一篇。而又有尙書中候・洛罪級・五行傳・詩推度災・汜曆樞・含神務・孝經勾命決・援神契・雜讖等書。

漢代有郗氏・袁氏說。漢末、郎中郗萌、集圖緯讖雜占爲五十篇、謂之春秋災異。宋均・鄭玄、並爲讖律之注。然其文辭淺俗、顛倒舛謬、不類聖人之旨。相傳疑世人造爲之後、或者又加點竄、非其實錄。起王莽好符命、光武以圖讖興、遂盛行於世。漢時、又詔東平王蒼、正五經章句、皆命從讖。俗儒趨時、益爲其學、篇卷第目、轉加增廣。言五經者、皆憑讖爲說。唯孔安國・毛公・王瑱・賈逵之徒獨非之、相承以爲妖妄、亂中庸之典。故因漢魯恭王・河間獻王所得古文、參而考之、以成其義、謂之古學。當世之儒、又非毀之、竟不得行。魏代王肅、推引古學、以難其義。王弼・杜預、從而明之、自是古學稍立。至宋大明中、始禁圖讖、梁天監已後、又重其制。及高祖受禪、禁之踈切。煬帝即位、乃發使四出、搜天下書籍與讖緯相涉者、皆焚之、爲吏所糾者至死。自是無復其學、祕府之內、亦多散亡。今錄其見存、列于六經之下、以備異說。

『易』に「河圖を出だし、洛書を出だす。」という。してみると、聖人が天命を受けるには、必ず徳行を積み重ね、大きな功用をもたらすことよって、その誠意は天地の間にあらわれ、恩澤は萬民に及び、さらには萬物がそこに歸趨し、神々も祝福するところとなって、そこで天命の感應が顯現するのである。龜が洛書を背負いまた龍が河圖を口に含んで、黄河・洛水からあらわれ、王朝交替の前兆を示したのだが、そのことわりは奥深いもので、神祕の理法の極致である。先王はそれが人心を動搖させはしないかと心配したため、祕匿したまま後の世に伝えなかつた。またこういう説もある。孔子は六經をまとめて、天と人の道を説きあかしたのち、後の世の人々にはその意義がよく理解しえないと考え、そこで「經」とは別に「緯」と「讖」をもうけて、來たるべき世にのこしたのである、と。

そうした書物は前漢の頃、世にあらわれ、『河圖』九篇、『洛書』六篇があったが、それは黄帝から周の文王まで傳授されてきた文章そのものであるという。また別に三十篇

があつて、それは太初から孔子に至るまで、九人の聖人が敷衍して、内容を擴大したものであるという。さらに『七經緯』三十六篇があり、それはすべて孔子の作であるといひ、前のものとあわせて計八十一篇にのぼつた。そしてさらに『尙書中候』、『尙書洛罪級』、『尙書五行傳』、『詩推度災』、『詩記曆樞』、『詩含神務』、『孝經勾命決』、『孝經援神契』、『雜讖』などの書物があつた。

漢の世には郗氏・袁氏が、讖緯について學説を立てた。

後漢後期、郎中の郗萌は、預言書、緯書、雜多な占書の類を五十篇に編集して、『春秋災異』と稱した。宋均・鄭玄はともに預言の法則について注釋を著わした。だが讖緯の書は文體が卑俗で、字句には錯亂誤謬があり、聖人のみむねに似つかわしくない。そのため、民間で偽作されたうえに、さらに改竄が加えられたりしたものであつて、眞實の記録ではないのではないかと、いひ傳えられている。しかし王莽が天命の瑞兆をありがたがり、光武帝が河圖や未來記の預言をただてに國をおこした頃から、當時の流行となつた。また後漢の時、東平王劉蒼にみことのりを下して、五經の

隋書經籍志序譯注(一)(興膳・川倉)

解釋を改めさせたが、それもすべて預言書の記載に準據するように命ぜられたものであつた。そこで俗儒の輩は時勢になびき、いよいよその學問につとめた結果、讖緯の書物はますます篇數卷數が増えつづけ、題目が擴がついていったのである。五經について發言する者は、誰もが預言書に依據して學説を立てたのであつた。ただ孔安國、毛公、王璜、賈逵らの人々だけは、それを否定し、日常道德の教えを混亂させるあやしげなものだといふ考えをうけついでいった。そのため彼らは、漢の魯恭王、河間獻王が發見した古文にもとづいて、それらを互いに参照しながら考えあわせ、意味内容をまとめて、その學問を「古學」と稱した。しかしそれも當時の學者たちが排撃したため、結局普及しえなかつた。魏の時、王肅は古學を推挽して、讖緯の學の理論を非難した。王弼、杜預がひきつづいてその學説を明確にしたので、それ以後、古學は徐々に確立していくことになつた。宋の大明年間には、はじめて預言書は禁止された。梁の天監年間以後は、禁制は更に嚴重なものとなつた。隋の高祖が新王朝の帝位につくと、ますます嚴しく禁じた。

煬帝が即位すると、使者を全國に遣わし、讖緯と關わりのある書物を國中から搜しだして、すべて燒却し、そのことで役人から摘發された者は死刑に處せられた。それ以後、讖緯の學は復活せず、宮廷の書庫にあった讖緯の書籍も、散佚したものが多し。ここに現存している書物を著録して、六經の下に並べ、異學に關する記述を補うことにする。

「圖讖は哀平の際に成る」（『後漢書』張衡傳）と稱されるように、讖緯の學は前漢末期に起こり、後漢に入って隆盛を極めた。漢志には、讖緯の書に關する記述は全くない。『七錄』は術伎錄に、「緯讖部三十二種四十七帙二百五十四卷」。

(1) 易曰三句 『易』繫辭上傳に、「河出圖、洛出書、聖人則之」とある。

(2) 自然則聖人之受命也至有天命之應 この一節は、班彪の『王命論』、『漢書』敘傳・『文選』卷五十二にもとづいている。「帝王之祚、必有明聖顯懿之德、豐功厚利積累之業、然後精誠通於神明、流澤加於生民、故能爲鬼神所福饗、天下所歸往。未見運世無本、功德不紀、而得屈起在此位者也。李善注は、「積累之業」については、『史記』周本紀の「崇侯虎曰、西伯積善累德、諸侯皆嚮之」を、「流澤加於生民」については、『尚書』畢命の「道洽政治、澤潤生民」を、「爲鬼

神所福饗、天下所歸往」については、『孟子』萬章上の「萬章曰、堯薦舜如何。曰、使之主祭、百神享之、使之主事、事治而百姓安之」、『易乾鑿度』の「王者天下所歸」、また『韓詩外傳』卷五の「王者、往也。天下往之、謂之王也」をそれぞれ典據として擧げる。なお「豐功厚利」は、隋の皇曾祖康王神室歌辭（『隋書』音樂志下）にも、「豐功疊軌、厚利重光、福由善積、代以德彰」とある。

(3) 蓋龜龍負負三句 『論語』子罕篇の邢昺疏に、「鄭玄以爲河圖洛書、龜龍負而出」とある。また『後漢書』方術傳序に、「至乃河洛之文、龜龍之圖、……皆所以探抽冥蹟、參驗人區、時有可聞者焉」とあり、その注に『尚書中候』を引いて、「堯沈璧於洛、玄龜負書、背中赤文朱字、止壇。舜禮壇于河畔、沈璧、禮畢、至于下具、黃龍負卷舒圖、出水壇畔」という。さらに『藝文類聚』卷十一帝王部に引く『尚書中候』には、「帝堯即政、榮光出河、休氣四塞、龍馬銜甲、赤文綠色」と見える。

(4) 其理幽昧四句 その意は、次に掲げる『後漢書』方術傳序の一節に最も近いだろう。「斯道隱遠、玄奧難原、故聖人不語怪神、罕言性命、或開末而抑其端、或曲辭以章其義。所謂民可使由之、不可使知之。」「幽昧」は、「離騷」に、「路幽昧以險隘」とあり、王逸注に「幽昧、不明也」という。また『後漢書』列傳二十蘇竟傳に載せる竟の「與劉輶書」に、「夫孔丘祕經、爲漢赤制、玄包幽室、文隱事明」といい、同注に

「祕經、幽祕之經、卽緯書也。……包、臧也。言緯書玄祕、臧於幽室、文雖微隱、事甚明驗」とあるのなども参考になる。

(5) 稽同其意 班固「西都賦」(『文選』卷一)に、「又有天祿石渠典籍之府、命夫停誨故老、名儒師傅、講論乎六藝、稽合乎同異」。

(6) 別立緯及讖 「緯」は、『說文解字』に「織衡絲也」とあるように、横糸の意。緯書とは、經書の働きを助ける書という意味で名づけられたもの。『釋名』釋典藝に、「經、徑也。如徑路無所不通、可常用也。緯、圍也。反覆圍繞以成經也」とある。また「讖」は、『說文』に、「驗也。有徵驗之書、河雒所出書曰讖」(『有徵驗之書』)以下の十二字は、段注本が「文選」李注により補ったもの」とある。『釋名』釋典藝には、「讖、織也。其義織微也」という。

(7) 其書出於前漢 讖緯の書は、前漢末の哀帝・平帝の時代に起こったというのが、古來の通説である。『後漢書』列傳四十九張衡傳に、「自中興之後、儒者爭學圖緯、兼復附以託言。衡以圖緯虛妄、非聖人之法、乃上疏曰云云」とあり、衡の上疏には、「劉向父子領校祕書、閱定九流、亦無讖錄。成哀之後、乃始聞之。……則知圖讖成於哀平之際也」という。また『文心雕龍』正緯篇にも、「通儒討竅、謂僞起哀平」と見える。ただそれより先、成帝の世に李尋が災異を説いた文章中に、すでに「五經六緯、魯術顯土」(『漢書』卷七十五李尋傳)とあるから、事實上は張衡等がいうよりももう少し早い時期

隋書經籍志序譯注(三) (興膳・川合)

から緯書は存していたと考えられる。

(8) 有河圖九篇二句 『易』繫辭傳「河出圖、洛出書、聖人則之」の孔疏には、「如鄭康成之義、則春秋緯云、河以通乾出天苞、洛以流坤吐地符、河龍圖發、洛龜書感、河圖有九篇、洛書有六篇。孔安國以爲河圖則八卦是也、洛書則九疇是也」とある。

(9) 九聖之所增演 「九聖」の他書における例としては、『抱朴子』釋滯篇に、「九聖共成易經、足以彌綸陰陽、不可復加也」と見える。太古の伏羲から文王を経て孔子に至る九人の聖人をいう。隋志の「九聖」も、「自初起至于孔子」とあるから、おそらくこれと同義と考えられる。

(10) 七經緯三十六篇 『後漢書』方術傳の樊英傳に、「又善風角星筭、河洛七緯、推步災異」とあり、李賢の注には「七緯」について次のようにいう。「七緯者、易緯、稽覽圖・乾鑿度・坤靈圖・通卦驗・是類謀・辨終備也。書緯、璇機鈴、考靈耀・刑德放・帝命驗・運期授也。詩緯、推度災記(『記』)歷樞・含神務也。禮緯、含文嘉・稽命徵・斗威儀也。樂緯、動聲儀・稽耀嘉・汁(『汁』)圖徵也。孝經緯、援神契・鈞命決也。春秋緯、演孔圖・元命包・文耀鉤・運斗樞・感精符・合誠圖・考異郵・保乾圖・漢含孳・佑(『佑』)助期・握誠圖・潛潭巴・說題辭也」。ただし、これらを合計するとすべて三十五篇で、隋志の記す篇數に一篇足りない。春秋緯に『命曆序』を加えて三十六篇にする説もある)またこのリストのうち、『推度災』・『記歷樞』・『詩含神務』・『孝

經鈞命決』『孝經授神契』の五篇は、以下に見るごとく、隋志では三十六篇（或いは八十一篇）中に數えられていない。案ずるに、「七經緯三十六篇」の數えかたにも當時いくつかの説が存したのであろう。

- (11) 並云孔子所作二句 緯書を孔子の作とする説は古くからあるが、後漢・荀悅の『申鑒』俗嫌篇に、俗説の非なることを述べて、「世稱緯書仲尼之作也。臣悅叔父故司空爽辨之、蓋發其僞也。有起於中興之前、終張之徒之作乎。或曰、雜曰、以己雜仲尼乎、以仲尼雜己乎。若彼者、以仲尼雜己而已。然則可謂八十一、首非仲尼之作矣」。また『文心雕龍』正緯篇でも、天から下されるはずの符讖が、「八十一篇、皆託於孔子」とされることの虚偽性を指摘している。緯書を積極的に孔子に結びつける書としては、沈約の『宋書』符瑞志がある。曰く、「孔子作春秋、制孝經、既成、使七十二弟子向北辰星繫折而立。使曾子拘河、洛事北向。孔子齋戒、向北辰而拜、告備于天曰、孝經四卷、春秋・河・洛凡八十一卷、謹已備」。
- (12) 自尚書中候至雜讖等書 本志目録に、『尚書中候』五卷鄭玄注が著録され、注に「梁有八卷、今殘缺」という。皇甫謐『帝王世紀』（『初學紀』卷九帝王部引）に、「堯率諸侯羣臣、沈璧於洛河、受圖書、今尚書中候・握河中紀之篇是也」。清・朱彝尊の『經義考』卷二百六十五藝緯三には、「按中候專言符命、當是新莽時所出之書」という。『洛罪級』以下の諸書のうち、目録に名が見えるのは、『孝經勾命決』六卷・『孝經

授神契』七卷だけで、他に梁代に存した佚書中に、『雜讖書』二十九卷の名が挙げられている。

- (13) 自漢末至謂之春秋災異 郝萌の傳は未詳。本志目録に、『春秋災異』十五卷郝萌撰が著録される。

- (14) 宋均（？—七六）、字は叔庠、南陽安衆の人。詩と禮に通じ、論難を善くした。官位は河内太守に達した。傳は『後漢書』列傳三十一にあるが、均が緯書に注したという記述は見えない。本志目録には、宋均の注した緯書として、『詩緯』十八卷・『禮記默房』二卷・『樂緯』三卷・『孝經勾命決』六卷・『孝經授神契』七卷を著録するほか、『七錄』に據って、『春秋緯』三十卷・『孝經雜緯』十卷・『論語讖』八卷（いずれも亡書）の名を挙げる。また注⑭参照。

- (15) 鄭玄 鄭玄注の緯書として、『後漢書』本傳はわずかに『尚書中候』一種を挙げるのみだが、本志目録には、『尚書緯』三卷・『尚書中候』五卷・『禮緯』三卷の各書を著録し、さらに『七錄』にもとづいて、『禮記默房』三卷（亡書）の名を記している。また注⑭参照。

- (16) 起王莽好符命三句 『後漢書』方術傳序に、「後王莽矯用符命、及光武尤信讖言、士之赴趣時宜者、皆騁馳穿鑿、爭談之也」。また『文心雕龍』正緯篇は、「至於光武之世、篤信斯術、風化所靡、學者比肩、沛獻集緯以通經、曹褒撰讖以定禮、乖道謬典、亦已甚矣」と、後漢初期の讖緯興隆のさまを記している。

(17) 東平王蒼 東平憲王蒼は、光武帝の諸王の一人。『後漢書』光武十王列傳に傳があり、「蒼少好經書、雅有智思」と稱される。詔を受けて五經章句を正したことは本傳に見えないが、蒼は二代皇帝明帝に重んぜられて、禮樂の整備等に貢獻しており、恐らく明帝治世下の事跡と思われる。ただ光武の諸子中では、蒼の兄沛獻王輔の緯書愛好が知られており、光武十王列傳には、「好經書、善說京氏易、孝經、論語傳及圖讖、作五經論、時號之曰沛王通論」とある。また注(18)に引く『文心雕龍』正緯篇參照。隋志にいう「五經章句を正した」ことが、この沛王の「五經論」を指していた可能性も皆無ではあるまい。

(18) 自俗儒趨時至皆憑識爲說 『後漢書』張衡傳に、「初光武善識、及顯宗・肅宗、因祖述焉。自中興之後、儒者爭學圖緯、兼復附以詭言。衡以圖緯虛妄、非聖人之法、乃上疏曰云云」とあるのが、當時の學問における讖緯の學の勢力を證するものとなろう。

(19) 唯孔安國云云三句 讖緯の學に反對したとされる四人の儒者のうち、賈逵を除く孔安國・毛公・王瓚の三人は、明らかに前漢の人であり、ここに名を擧げるのは適切でない。孔安國は書注(17)、毛公は詩注(19)、王瓚は易注(19)をそれぞれ參照のこと。また賈逵は後漢の人ではあるが、『後漢書』本傳の論に、「桓譚以不善讖流亡、鄭興以遜辭僅免、賈逵能附會文致、最差貴顯。世主以此論學、悲矣哉」といい、また同方術傳序にも、「鄭興・賈逵以附同稱顯」というように、「左傳」を讖緯說に

隋書經籍志序譯注(三)(興膳・川合)

附會することによって名聲を得た學者であつて、これまた反緯學派の人として名を列せられるにはふさわしくない。春秋注(24)參照。案ずるに、この四者はともに古文家に屬し、以下に言及される古文學の振興との關連で名を連ねられたものか。因みに、『文心雕龍』正緯篇は、反緯學の立場を代表する人物として、桓譚・尹敏・張衡・荀悅の四人を擧げている。曰く、「是以桓譚疾其虛偽、尹敏戲其深取、張衡發其僻謬、荀悅明其詭誕、四賢博練、論之精矣」。この方は事實の明證を得、妥當とすべきである。

(20) 漢魯恭王 書注(19)參照。

(21) 河間獻王 禮注(8)(23)參照。

(22) 至宋大明中四句 宋・梁の世に圖讖が禁ぜられたことは、『宋書』『梁書』等の史書中に明證を得ない。それ以前では、『晉書』武帝紀泰始三年十二月の條に「禁星氣讖緯之學」、同石季龍載記上成康二年の條に、「禁郡國不得私學星讖、敢有犯者誅」、同符堅載記上に、「及王猛卒、堅置聽訟觀於未央之南、禁老莊圖讖之學」と、圖讖の禁についての記事が見える。また北魏における緯書禁絶を示すものとして、『魏書』高祖紀に次のような記事がある。「(太和)九年春正月戊寅、詔曰、圖讖之興、起於三季。既非經國之典、徒爲妖邪所憑。自今圖讖祕緯及名爲孔子閉房記者、一皆焚之、留者以大辟論。又諸巫現假稱神鬼、妄說吉凶、及委巷諸卜非墳典所載者、嚴加禁斷」。

(23) 及高祖受禪二句 『隋書』高祖紀に、「(開皇十三年)二月

丁酉、制私家不得隱藏緯侯圖讖」とある。

(24) 今録其見存三句 參考までに、唐代の祕閣に藏された緯書についての資料を付記しておく、『大唐六典』卷十は四部の書籍のうち經部を十類に分かつて、「九曰圖緯、以紀六經讖候」といい、「河圖等十三部九十二卷」(この數字は隋志に同じ)の書を藏したという。また新舊唐志甲部經録の讖緯類には、宋均注の『易緯』九卷・『詩緯』十卷・『禮緯』三卷・『樂緯』三卷・『春秋緯』三十八卷・『論語緯』十卷・『孝經緯』五卷、鄭玄注の『書緯』三卷・『詩緯』三卷、すべて九部八十四卷の書を著録している。

小 學

(1) 孔子曰、「必也正名乎」。名謂書字。「名不正則言不順、言不順則事不成」。(2) 說者以爲書之所起、起自黃帝蒼頡。比類象形謂之文、形聲相益謂之字、著於竹帛謂之書。故有象形・諧聲・會意・轉注・假借・處事六義之別。(4) 古者童子示而不誑、六年教之數與方名。十歲入小學、學書計。二十而冠、始習先王之道。故能成其德而任事。

(6) 然自蒼頡訖于漢初、書經五變。一曰古文、即蒼頡所作。(7) 二曰大篆、周宣王時史籀所作。三曰小篆、秦時李斯所作。

(9) 四曰隸書、程邈所作。五曰草書、漢初作。秦世既廢古文、始用八體、有大篆・小篆・刻符・摹印・蟲書・署書・殳書・隸書。(7) 漢時以六體教學童、有古文・奇字・篆書・隸書・繆篆・蟲鳥・并菓書・楷書・懸針・垂露・飛白等二十餘種之勢、皆出於上六書、因事生變也。(25) 魏世又有八分書。

其字義訓讀、有史籀篇・蒼頡篇三蒼・埤蒼・廣蒼等諸篇章、訓詁・說文・字林・音義・聲韻・體勢等諸書。

(34) 自後漢佛法行於中國、又得西域胡書、能以十四字貫一切音、文省而義廣、謂之婆羅門書。與八體六文之義殊別。今取以附體勢之下。

又後魏初定中原、軍容號令、皆以夷語。後染華俗、多不能通、故録其本言、相傳教習、謂之國語。今取以附音韻之末。

(38) 又後漢鐫刻七經、著於石碑、皆蔡邕所書。魏正始中、又立三字石經、相承以爲七經正字。後魏之末、齊神武執政、自洛陽徙于鄴都、行至河陽、值岸崩、遂没于水。其得至鄴者、不盈太半。至隋開皇六年、又自鄴京載入長安、置于祕書內省。議欲補緝、立于國學。尋屬隋亂、事遂寢廢、營造之

司、因用爲柱礎。貞觀初、祕書監臣魏徵、始收聚之、十不存一。其相承傳拓之本、猶在祕府、并秦帝刻石、附於此篇、以備小學。

孔子のことばに「必ずや名を正さんか。」という。名とは文字のことである。「名正しからざれば則ち言順したがわず、言順したがわざれば則ち事成らず。」なのである。文字の起源は、黃帝〔のときの〕蒼頡から初まると説かれている。事物を類別しその形状をかたどってできた文字を「文」といい、形と音とで増加してできた文字を「字」といい、竹帛に書きつけられた文字を「書」という。だから象形・諧聲・會意・轉注・假借・處事の「六義」の區別が生じた。むかし、幼兒にはごまかすことなく正しい物の名を教え、六つのときに數と方角の呼び方を教えた。十歳で小學校に入學し、書き方と計算をならった。二十歳になると冠を着け、そこで初めて先王の道について學んだ。自己形成ができあがって、一人前の任務をひきうけることができるというわけである。かくして蒼頡から漢の初期までの間に、字體は五度の變

隋書經籍志序譯注(興膳・川倉)

革を経てきた。最初は古文で、つまり蒼頡の作ったものである。二番目は大篆で、周の宣王の時、史籀しちゆうが作ったものである。三番目は小篆で、秦の時、李斯が作ったものである。四番目は隸書で、程邈ていぼくが作ったものである。五番目は草書で、漢の初期に作られたものである。秦の時代には、古文を廢止して、はじめて「八體」を採用したが、「八體」とは、大篆・小篆・刻符・摹印・蟲書・署書しゆしよ・爰書けんしよ・隸書のことである。漢代では「六體」を生徒に教えたが、「六體」とは古文・奇字・篆書・隸書・繆篆・蟲鳥であり、それに加えて、隸書・楷書・懸針・垂露・飛白など二十種餘りの書體が用いられ、それらはみななさきの六書から出たもので、用途に應じて形を變えて派生してきたのであった。魏の時代には、さらに八分書というものがあつた。

文字の意味や讀みかたについては、『史籀篇』・『蒼頡篇』・『三蒼』・『埤蒼』・『廣蒼』などの書物があり、さらに訓詁・『說文』・『字林』・音義・聲韻・書體などの本がある。

後漢の時、佛教が中國に擴まって以來、西域の異民族の文字が入ってきたが、それは十四の文字ですべての音を表

記することができて、簡単な文字で廣い意味を表わせ、婆羅門書といわれる。漢字の八體とか六書とかとは全く性質を異にしたものである。ここではそれを書體に關する書物の下に附しておく。

また後魏（北魏）が中原一帯を手中におさめた當初、軍事や布令は、すべて夷人の言葉で行なわれていた。それが後になって中國の風俗に染まってしまうと、彼等の中でもあまり理解されなくなったため、そこで自分たちのもともとの言葉を記録し、代々傳えて教育學習したが、それが『國語』といわれるものである。ここでは音韻に關する書物の末尾に付けておく。

また後漢の時に七經を石に彫って石碑をたてたが、それはすべて蔡邕が筆を振ったものであった。魏の正始年間、さらに「三字石經」をたてたが、それは七經の正確な本文とされていた。しかし後魏（北魏）の末年、北齊の神武帝（高歡）が政治の實權を握ると、それを洛陽から鄴都に移しかえようとしたが、途中河陽縣にさしかかったときに、折あしく黄河の河岸がくずれて、水中に没してしまつた。

そのため首尾よく鄴都まで届いたものは、半分あまりにも及ばなかつた。隋の開皇六年になって、また鄴京から長安まで運搬し、祕書内省に保管された。それらは補修のうえ、國學内に立てることになっていた。しかしほどなく隋の混亂期に入ったため、結局計畫は沙汰止みとなり、造營の役所はそれを柱の礎石に利用してしまつた。貞觀年間の初めになって、祕書監の魏徵が、やつとその収集に手をつけたが、十に一つものこつていなかった。しかしその拓本はうけつがれてきて、今でも宮廷の書庫にあるので、秦の始皇帝の石刻とあわせて、この篇に附け、小學の部門に備えることとする。

- (1) 自孔子曰至言不順則事不成 「必也正名乎」および「名不正則言不順、言不順則事不成」は、『論語』子路篇の孔子のこゝとば。『論語義疏』に、「鄭注曰、正名、謂正書字也。古者曰名、今世曰字。禮記曰、百名以上、則書之於策。孔子見時教不行、故欲正其文字之誤」とあり、「名」を文字の意に解するのは鄭玄の説にもとづくことがわかる。

- (2) 自說者以爲至著於竹帛謂之書 『說文解字』敘に、「黃帝

之史倉頡、見鳥獸蹏遠之跡、知分理之可相別異也、初造書契、……倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文。其後形聲相益、即謂之字。文者、物象之本、字者、言孳乳而寔多也。箸於竹帛、謂之書。書者、如也。以迄五帝三王之世、改易殊體、封于泰山者、七十有二代、靡有同焉。段玉裁の注に従えば、

「文」は六書のうち指事・象形の二者を指し、「字」は形聲・會意の二者を指す。「比類」も『說文』敍の語。注(3)参照。

(3) 故有象形云云一句 象形以下の「六義」は、一般に「六書」と稱される。隋志以前の書でこれを「六義」と呼ぶものに、

晉・衛恆の『四體書勢』がある。下段参照。隋志の擧げる六義は、各々の名稱・排列の順序に關して、諸書との間に異同がある。以下諸書の記述を列擧すれば、まず漢志には、「古者八歲入小學、故周官保氏掌養國子、教之六書、謂象形・象事・象意・象聲・轉注・假借、造字之本也」とあり、顏師古注によれば、象事は指事、象意は會意、象聲は形聲のこと。また『說文解字』敍には、「一曰指事、指事者、視而可識、察而見意、二二是也。二曰象形、象形者、畫成其物、隨體詰詘、日月是也。三曰形聲、形聲者、以事爲名、取譬相成、江河是也。四曰會意、會意者、比類合誼、以見指擣、武信是也。五曰轉注、轉注者、建類一首、同意相受、考老是也。六曰假借、假借者、本無其字、依聲託事、令長是也」。衛恆『四體書勢』は、名稱・順序ともすべて『說文』に準じて、これらを「六義」の名で總稱する。さらに『周禮』地官保氏の鄭衆注は、

隋書經籍志序譯注(白)(興膳・川合)

「六書、象形・會意・轉注・處事、假借、諧聲也」といい、指事を處事、形聲を諧聲と稱する點では、隋志と合致する。

(4) 古者童子示而不誑 『禮記』曲禮上に、「幼子常視毋誑」とあり、鄭注に、「視、今之示字。小未有所知、常示以正物、以正教之、無誑欺」という。

(5) 自六年教之數與方名至故能成其德而任事 『禮記』内則に、「六年教之數與方名。……十年出就外傳、居宿於外、學書計。……二十而冠、始學禮。……三十而有室、始理男事」とある。

「方名」は、注に「東西」とあるように、方角の名。なお、『大戴禮』保傅篇には、「古者年八歲而出就外舍、學小藝焉、履小節焉」、また『白虎通』には、「八歲入小學、十五入大學」とあって、「十歲入小學」という隋志と異なる。「成其德」は、『易』乾卦の文言に、「君子以成德爲行、日可見之行也」とある。

(6) 自然自蒼頡訖于漢初至秦時李斯所作 『說文解字』敍に、「及宣王大史籀著大篆十五篇、與古文或異。至孔子書六經、左丘明述春秋傳、皆以古文、厥意可得而說。其後諸侯力政、不統於王、惡禮樂之害己、而皆去其典籍。分爲七國、田疇異畝、車涂異軌、律令異法、衣冠異制、言語異聲、文字異形。秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇、中車府令趙高作爰歷篇、大史令胡毋敬作博學篇。皆取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆者也」。

(7) 二曰大篆二句 漢志に『史籀』十五篇が著録され、班固の

自注に、「周宣王太史作大篆十五篇、建武時亡六篇矣」とある。また同序に、「史籀篇者、周時史官教學童書也、與孔氏壁中古文異體」。王國維『觀堂集林』卷五に「史籀篇疏證序」がある。

(8) 三曰小篆二句 漢志は、李斯の『蒼頡篇』七章、趙高の『爰歷篇』六章、胡毋敬の『博學篇』七章を、總稱して秦篆と呼んでいる。注(7)参照。

(9) 四曰隸書二句 漢志に、「是時始造隸書矣、起於官獄多事、苟趣省易、施之於徒隸也」。隸書は、すなわち隸人の用いた文字の意で、徭恆『四體書勢』には、「秦既用篆、奏事繁多、篆字難成、即令隸人佐書、曰隸字。漢因行之、獨符印璽幡信題署用篆。隸書者、篆之捷也」という。隸書の作者について『説文』敍は明記せず、『四體書勢』は、一説として「或曰、邈所定乃隸字也」と記す。隸書をいっそう斷定的に程邈の作とするのは、梁・庾肩吾の『書品』で、「尋隸體發源、秦時隸人邈程邈所作、始皇見而重之」とある。

(10) 五曰草書二句 『説文』敍には、「漢興有艸書」とだけ記されるが、それを承けた『四體書勢』には、「漢興而有草書、不知作者姓名」とある。ただ、後漢・趙壹の「非草書」は、「夫草書之興也、其於近古乎。上非天象所垂、下非河洛所吐、中非聖人所造。蓋秦之末、刑峻網密、官書煩冗、戰攻並作、軍書交馳、羽檄紛飛、故爲隸草、趣急速耳」といって、ややちがった見解を示している。いづれにしても、この草書

は隸書をくずしたもので、現在いう草書とは異なる。

(11) 秦世既廢古文二句 『説文』敍に、「是時秦燒滅經書、滌除舊典、大發吏卒、興戍役、官獄職務繁。初有隸書、以趣約易、而古文由此絕矣。自爾秦書有八體。一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書」。

(12) 刻符 符は、割り符のことで、「刻符」とは、その割り符や印章に刻まれる書體。

(13) 摹印 下の「六體」の一つに數えられる繆篆に同じ。段注に、「摹、規也。規度印之大小、字之多少而刻之、繆讀網繆之繆」とある。まがりくねった形をしていたところから、繆篆の名がある。

(14) 蟲書 下の「六體」中の蟲鳥（『説文』敍では鳥蟲書）に同じ。『説文』敍に、「所以書幡信也」とあって、旗や節に書くための書體。蟲や鳥の姿にかたどったところから名づけられる。

(15) 署書 『説文』敍の段注に、「一切封檢題字、皆曰署、題榜亦曰署」というように、署名や題額に用いられた書體。

(16) 殳書 殳は、つえほこ。『説文』敍の段注に、「古者文既記芻、武亦書殳。按言殳以包兵器題識、不必專謂殳」というごとく、殳などの兵器に記すための書體。

(17) 漢時以六體教學童 漢志に、「漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲吏、又以六體試

之、課最者以爲尙書御史書令史、吏民上書、字或不正、輒舉劾。六體者、古文・奇字・篆書・隸書・繆篆・蟲書。皆所以通知古今文字、摹印章、書幡信也」とある。ただし、『説文』敘では、「六體」を「八體」に作っており、別に今の時代に定められた「六書」として、上記の古文から鳥蟲書に至る六種の書體を列擧する。

(18) 奇字 『説文』敘は、奇字について、「即古文而異者也」という。

(19) 繆篆 摹印に同じ。注(13)参照。

(20) 并篆書楷書云云三句 『初學記』卷二十一文部文字に、「蕭子良古今篆隸文體、有篆書・楷書・蓮書・懸針書・垂露書・飛白書・填書・僂書・鳥書・虎爪書・偃波書・鶴頭書・象形篆・尙方大篆・鳳鳥書・科斗虫書・龍虎書・仙人書・芝英書・十二時書・倒雜書・龜麟書・金錯書・蚊脚書、凡數十種、皆出於六義八體之書、而因事生變者也」とある。これらの多くは、種々の事物にかたどったいわゆる雜體書である。隋志の記述は、おそらくこの『古今篆隸文體』に據って書かれたのであろう。なお、この書の鈔本とされるものが京都山科の毘沙門堂に傳えられている。

(21) 蕤書 唐・韋續撰と稱される『五十六種書』（『墨池編』所收）に、「蕤書者、行草之文也。晉衛瓘・索靖善之」とある。

(22) 懸針 宋・王愔の『文字志』（『初學記』卷二十一文部文字引）に、「懸針、小篆體也。字必垂畫細末、細末織直如懸針、

隋書經籍志序譯注(三) (興膳・川合)

故謂之懸針」とある。

(23) 垂露 『文字志』（同上）に、「垂露書、如懸針而勢不遒勁、阿那若濃露之垂、故謂之垂露」。

(24) 飛白 唐・張懷瓘『書斷』上によれば、飛白は後漢の蔡邕の創始にかかり、宮殿の題額などに用いられる大きな書體。飛ぶように書かれ、また白くかすれたところができることから名づけられた。

(25) 魏世又有八分書 『書斷』上に『文字志』の説を引いて、「王愔云、(王)次仲始以古書方廣少波勢、建初中、以隸草作楷法、字方八分、言有模楷」という。八分書の作られた時期については、なお諸説あって定かでない。魏の鍾繇・章詠らがこの書法を善くしたという。

(26) 史籀篇 注(7)参照。

(27) 蒼頡篇 漢志に、「蒼頡七章者、秦丞相李斯所作也。爰歷六章者、車府令趙高所作也。博學七章者、太史令胡毋敬所作也。文字多取史籀篇、而篆體復頗異、所謂秦篆者也。……漢興、閭里書師合蒼頡・爰歷・博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五十五章、并爲蒼頡篇」とある。王國維『觀堂集林』卷五に「蒼頡篇殘簡跋」がある。

(28) 三蒼 本志目錄に、「三蒼」三卷・郭璞注が著録され、注に「秦相李斯作蒼頡篇、漢揚雄作訓纂篇、後漢郎中賈勳作滂喜篇、故曰三蒼」という。

(29) 埤蒼・廣蒼 本志目錄に、「埤蒼」三卷・張揖撰が著録され、

『七録』にもとづく注には、「梁有廣蒼一卷、樊恭撰、亡」とある。

(30) 訓詁 目録に見える『古今字詁』三卷、張揖撰、『雜字解詁』四卷、魏掖庭右丞周氏撰等の書を指す。

(31) 説文・字林 目録に、『説文』十五卷、許慎撰、『字林』七卷、晉弦令呂忱撰が著録される。

(32) 音義・聲韻・體勢 音義は、『字林音義』五卷、宋揚州督護吳恭撰等、聲韻は、『聲韻』四十一卷、周併撰、『聲類』十卷、魏左校令李登撰等、また體勢は、『四體書勢』一卷、晉長水校尉衛恆撰等の諸書を指し、目録にその名が見える。

(33) 後漢佛法行於中國 中國に佛教が傳えられたのは、一般に後漢の明帝の時代以降とされる。佛經部參照。

(34) 又得西域胡書四句 「以十四字貫一切音」とは、十四種の母音を核とする表音文字によって構成される梵語の造語法をいう。南本『涅槃經』文字品(大正大藏經卷十二一六五三c(六五四b))に、「善男子、有十四音、名爲字義、所言字者、名曰涅槃。常故不流、若不流者、則爲無盡。夫無盡者、卽是如來金剛之身。是十四音、名曰字本云云」とある。十四音とは、短阿(a)・長阿(ā)・短伊(i)・長伊(ī)・短憂(u)・長憂(ū)・啞(e)・野(ai)・烏(o)・炮(au)・魯(r)・流(ṛ)・盧(l)・樓(ḷ)の十四音をいう。なお梁・僧祐撰『出三藏記集』卷一の「胡漢譯經音義同異記」(大正大藏經卷五十六一四b)には、梵語の言語的特質を述べて、「至於胡音爲語、單複無恆、或

一字以攝衆理、或數言而成一義。尋大涅槃經、列字五十、總釋衆義、十有四音、名爲字本。觀其發語裁音、宛轉相資、或舌根唇末、以長短爲異。且胡字一音、不得成語、必餘言足句、然後義成」という。

(35) 婆羅門書 目録に、『婆羅門書』一卷の他、『外國書』四卷が著録されている。

(36) 軍容 左思「吳都賦」(『文選』卷五)に、「軍容、蓄用、器械兼備」とあって、李善は「軍容、軍之容表、言矛劍等也」と注したあと、さらに「司馬法曰、古者、軍容不入國、國容不入軍、軍容入國則人德蠱、國容入軍則人德弱」という。

(37) 國語 目録に、『國語』十五卷、又十卷が著録される。鮮卑語の教科書のごときものであろう。別に『鮮卑語』五卷、又十卷も録されている。

(38) 後漢鐫刻七經三句 いわゆる熹平石經(一字石經)のこと。『後漢書』儒林傳に、「熹平四年、靈帝乃詔諸儒備正定五經。刊於石碑、爲古文・篆・隸三體書法以相參檢、樹之學門、使天下咸取則焉」。また同書列傳五十蔡邕傳に、「邕以經籍去聖久遠、文字多謬、俗儒穿鑿、疑誤後學。熹平四年、乃與五官中郎將堂谿典・光祿大夫楊賜・諫議大夫馬日磾・議郎張馴・韓說・太史令單鳳等、奏求正定六經文字。靈帝許之、邕乃自書丹於碑、使工鐫刻、立於太學門外。於是後儒晚學、咸取正焉。及碑始立、其觀視及罕寫者、車乘日千餘兩、填塞街陌」とある。同注に引く『洛陽記』ならびに楊銜之『洛陽伽藍記』卷三によ

れば、當時の國子學堂は、洛城東南の開陽門外にあった。『洛陽伽藍記』にはさらに、「復有石碑四十八枚、亦表裏隸書、寫周易・尚書・公羊・禮記四部」という。禮記とは、この場合『儀禮』を指す。この四部の他に、もと『魯詩』『春秋』『論語』も存したはずであり、七部とも本志目録に著録される。顧炎武に『石經考』一卷がある。

(39) 魏正始中三句 正始石經(三體石經)のことをいう。徧恆『四體書勢』に、「至正始中、立三字石經」とある。『洛陽伽藍記』卷三には、「堂前有三種字石經二十五碑、表裏刻之、寫春秋・尚書二部、作篆・科斗・隸三種字、漢右中郎將蔡邕筆之遺跡也。猶有十八碑、餘皆殘毀」と見える。ただし、周祖諤『洛陽伽藍記校釋』がすでに指摘しているように、これを蔡邕の筆跡とするのは、明らかに楊銜之の誤解である。『尚書』『春秋』の他に、『左傳』も存したことが新舊唐志に見えるが、本志目録には『左傳』を収めていない。王國維「魏石經考」(『觀堂集林』卷二十所收)参照。なお、熹平石經・正始石經に關しては、北魏の江式の上表(『魏書』術藝傳所收)にも記される。

(40) 自後魏之末至不盈大半 『洛陽伽藍記』卷三に、「武定四年、大將軍遷石經於鄴」とある。「武定」は、東魏孝靜帝の年號で、その四年は西曆五四六年。「大將軍」は、高澄(北齊の文襄帝)のこと。『北齊書』卷四文宣帝紀にも、「往者文襄皇帝所運石經五十二枚、即宜移置學館、依次修立」(『北史』

隋書經籍志序譯注(興膳・川倉)

卷七にもほぼ同様の文がある)といい、隋志が石經の移送を高澄の父歡(齊神武帝)の事業として記すのは誤りである。

(41) 貞觀初四句 『舊唐書』卷七十一魏徵傳に、「貞觀二年、遷秘書監、參預朝政。徵以喪亂之後、典章紛雜、奏引學者校定四部書。數年之間、祕府圖籍、粲然畢備」とある。魏徵は貞觀七年には、王珪に代って侍中に就任しているから、石經收聚のことも、貞觀二年(六二八)から同七年(六三三)までの數年間に亘つたことがわかる。

(42) 秦帝刻石 目録に、『秦皇東巡會稽刻石文』一卷が著録される。『史記』秦始皇本紀に、「三十七年十月癸丑、始皇出游。……上會稽、祭大禹、望于南海、而立石刻、頌秦德」とあり、全文が引用される。いわゆる「會稽刻石」で、文は丞相李斯の手になるもの。始皇の立てた一連の刻石のうち、最後の作に屬する。

後 序

傳曰、「玉不琢、不成器。人不學、不知道。」古之君子、多識而不窮、畜疑以待問。學不踰等、教不陵節。言約而易曉、師逸而功倍。且耕且養、三年而成一藝。

(7) 自孔子沒而微言絕、七十子喪而大義乖、學者離羣索居、各爲異說。至于戰國、典文遺棄、六經之儒、不能究其宗旨、

多立小數、一經至數百萬言。致令學者難曉、虛誦問答、唇腐齒落而不知益。且先王設教、以防人欲、必本於人事、折之中道。上天之命、略而罕言、方外之理、固所未說。至後漢好圖讖、晉世重玄言、穿鑿妄作、日以滋生。先王正典、雜之以妖妄、大雅之論、汨之以放誕。陵夷至于近代、去正轉疎、無復師資之法。學不心解、專以浮華相尚、豫造雜難、擬爲難對、遂有菱角・反對・互從等諸醜競之說。馳騁煩言、以紊彝敘、譎譎成俗、而不知變、此學者之蔽也。班固列六藝爲九種、或以緯書解經、合爲十種。

古傳の言葉に「玉は琢かざれば、器を成さず。人は學ばざれば、道を知らず。」という。古えの世の君子は、博學多識で窮まるところを知らず、平素から疑問を蓄わえておいて質問の機會に備えた。學ぶ時には段階をとびこすことはなく、教えるときには節度をやぶることはなかった。言葉は簡潔でわかりやすく、教師は骨を折らずとも倍する効果をあげることができた。農耕にいそしみながら學問を培い、三年で一つの學藝を修得したものであった。

孔子がなくなつて奥深い言葉が途絶え、孔門七十人の弟子がこの世を去つて大義が分裂してしまふと、學問に従事する者たちは仲間を離れて散り散りに暮らし、それぞれに様々な學説をとなえた。戰國時代に入ると、規範となる書物がうちすてられ、六經を修める儒者たちは、その根本の教義を追究できずに、やたらと瑣末な説をたてて、一つの經典の解釋に數百萬言を費すほどであった。その結果、學習者に内容が理解しがたいものとなり、むやみに空しい問答をとなえるだけで、唇がくさり齒がぬけおちるほど繰り返しても何の役にもたたないものであった。

そのうえ、先王が教義をたて、人間の慾望に齒止めをかけたのは、人間の事實にもとづき、それを中庸の道に調和させたにほかならないのである。だから天の司る運命については、はぶいてしまつて口にするのは殆んどなく、この世を越えた世界の原理については、決して語ることがなかつた。それが後漢の世に圖讖の書が流行し、晉の時代に玄言がもてはやされるようになる、こじつけの解釋やでたらめの著作が、日ましに増えていった。先王の正統的教

典は、あやしげな解釋をまじえられ、大儒の學說も、てたらめな意見に混亂させられた。そのまま最近まで下降線をたどり、正統から離れることはいよいよ遠く、もはや手本とすべき規範がなくなってしまった。學んでも心から理解できなくて、もっぱら表面の華麗さをたつとび、あらかじめこまごました論難點を用意しておいて、敵味方にむかいあう形をとり、そこで「菱角^{さんかく}」・「反對」・「互從」など様々な論駁の爲の學說があらわれた。くだくだと言葉をあやつって、秩序をみだし、がやがやと騒ぎたてるのが風潮となつて、それを改めるすべを知らないのは、學問にたずさわる者の缺點というものである。班固は六藝を九種に分けてならべたが、緯書も經書を解釋するものとして、合わせて十種とすることもある。

- (1) 自傳曰至不知道 『禮記』學記に、「玉不琢、不成器、人不學、不知道。是故古之王者、建國君民、教學爲先。」
- (2) 古之君子三句 「古之君子」は、『禮記』檀弓下の「古之君子、進人以禮、退人以禮」、「孟子』公孫丑篇下の「且古之君子、過則改之。今之君子、過則順之。古之君子、其過也、

隋書經籍志序譯注(三) (興膳・川倉)

如日月之食、民皆見之。及其更也、民皆仰之」のごとく、經書の常用句の一つ。「古之君子」以下三句の意は、おそらく『易』大畜卦の大象にもとづいている。曰く、「天在山中大畜、君子以多識、前言往行、以畜其德」。「不窮」は、『禮記』儒行に、「儒有博學而不窮、篤行而不倦、幽居而不淫、上通而不困」とある。注に、「不窮、不止也」。

- (3) 畜疑以待問 學記の「記問之學、不足以爲人師、必也其聽語乎」、および同注の「必待其問、乃說之」が必ずや意識されていよう。

- (4) 學不踰等二句 學記に、「幼者聽而弗問、學不躐等也」とあり、同疏は、「躐、踰越也」と注する。また同じく學記に、「大學之法、禁於未發之謂豫、當其可之謂時、不陵節而施之謂孫、相觀而善之謂摩、此四者、教之所由興也」とあり、注に「不陵節、謂不教長者才者以小、教幼者鈍者以大也」といふ。

- (5) 言約而易曉二句 學記に、「善歌者、使人繼其聲、善教者、使人繼其志。其言也約、而達、微而臧、罕譬而喻、可謂繼志矣。」同疏に、「喻、曉也」といふ。さらに學記に、「善學者、師逸而功倍、又從而庸之。不善學者、師勤而功半、又從而怨之」とある。

- (6) 且耕且養二句 漢志に、「古之學者耕、且養、三年而通一藝、存其大體、玩經文而已。是故用日少而畜德多、三十而五經立也」とある。

- (7) 自孔子没而微言絕二句 漢志總序の「昔仲尼没而微言絕、七十子喪而大義乖」を踏まえる。本稿總序(註)注(8)参照。
- (8) 學者離羣索居二句 「離羣索居」は、『禮記』檀弓上に載せる子夏と曾子の話にもとづく。かつては「洙泗之間」にあつてもに孔子に師事した子夏が、老いて「西河之上」に退き、師の學問から離れつつあることを曾子が批判すると、子夏は「吾過矣、吾過矣。吾離羣而索居、亦已久矣」と謝した。「各爲異說」は、本志春秋序に、「弟子退而異說」とある。併せて同注(6)参照のこと。
- (9) 自至于戰國至屑腐齒落而不知益 この一段の論旨は、以下に引く漢志の記述と趣きを同じくする。「後世經傳既已乖離、博學者又不多聞闕疑之義、而務碎義逃難、便辭巧說、破壞形體、說五字之文、至於二三萬言。後進彌以馳逐、故幼童而守一藝、白首而後能言。安其所習、毀所不見、終以自蔽。此學者之大患也」。
- (10) 多立小數 『孟子』告子篇上に、「今夫弈之爲數、小數也。不專心致志、則不得也」、『淮南子』原道訓に、「夫釋大道而任小數、無以異於使蟹捕鼠、螭蝓捕蚤」などとある。
- (11) 一經至數百萬言 『漢書』儒林傳の贊に、「自武帝立五經博士、開弟子員、設科射策、勸以官祿、訖於元始、百有餘年、傳業者寔盛、支葉藩滋、一經說至百餘萬言、大師衆至千餘人、蓋祿利之路然也」とある。漢志の注に引かれる桓譚『新論』は一つの典型的な例を示して、「秦近君能說堯典、篇目兩字之說至十餘萬言、但說曰若稽古三萬言」という。秦近君は、『漢書』儒林傳の秦恭、字は延君のこと。同傳には、「恭增師法至百萬言」とある。
- (12) 屑腐齒落而不知益 東方朔「答客難」(『漢書』東方朔傳・『文選』卷四十五)に、「今子大夫修先王之術、慕聖人之義、諷誦詩書百家之言、不可勝數、著於竹帛、屑腐齒落、服膺而不釋、好學樂道之效、明白甚矣」。
- (13) 先王設教 『易』觀卦の大象に、「風行地上觀、先王以省方、觀民設教」とある。
- (14) 以防人欲 『禮記』坊記に、「故君子禮以坊德、刑以坊淫、命以坊欲」という。
- (15) 折之中道 『史記』孔子世家の贊に、「自天子王侯、中國言六藝者、折中於夫子、可謂至聖矣」とある。「折之中道」の類似句としては、『漢書』敘傳の「又感東方朔揚雄自諱以不遭蘇・張・范・蔡之時、曾不折之以正道、明君子之所守」などが挙げられよう。
- (16) 上天之命二句 『論語』子罕篇に、「子罕言利與命、與仁」とあつて、何晏の集解は、「命者、天之命也」と注し、さらに皇侃の義疏は、「人稟天而生、故云天命也。中庸曰、天命之謂性、是也」と釋する。「上天」は、『尚書』湯誥の「上天孚佑下民、罪人黜伏」や、『詩』小雅「小明」の「明明上天、照臨下土」など多くの例がある。
- (17) 方外之理二句 これも『論語』述而篇の「子不語怪力亂神」

を指すと考えられる。何晏の集解は、「怪力亂神」の四事について、「或無益教化也、或所不忍言也」という。「方外」は、『莊子』大宗師篇の「孔子曰、彼遊方之外者也、而丘遊方之内者也」にもとづく。

(18) 後漢好圖讖 讖緯序参照。

(19) 晉世重玄言 「玄言」は、魏晉以後の老莊の學をいう。沈約「齊故安陸昭王碑文」(『文選』卷六十)に、「學偏書部、特善玄言」。また注(2)参照。

(20) 穿鑿妄作二句 『後漢書』列傳三十四徐防傳の載せる防の上疏にいう。「孔子稱述而不作、又曰吾猶及史之闕文、疾史有所不知而不肯闕也。今不依章句、妄生穿鑿、以遵師爲非義、意說爲得理、輕侮道術、寔以成俗、誠非詔書實選本意。」「妄作」は、『老子』第十六章に、「不知常、妄作凶」とある。

(21) 先王正典二句 後漢の學問が讖緯の説を混入させたことをいう。「妖妄」は、嵇康「養生論」(『文選』卷五十二)に、「或云、上壽百二十、古今所同、過此以往、莫非妖妄者」、杜預「左傳序」に、「先儒以爲制作三年、文成致麟、既已妖妄」、干寶「晉紀總論」(『文選』卷四十九)に、「風俗淫僻、恥尙失所。學者以莊老爲宗而黜六經、談者以虛薄爲辯而賤名檢、行身者以放濁爲通而狹節信、進任者以苟得爲貴而鄙居正、當官者以望空爲高而笑勤恪」と譏られるような狀況を指す。「放誕」は、『晉書』卷三十三何曾傳に、「時步兵校尉阮籍、負才

放誕、居喪無禮」と記されるような行爲をいう。

(23) 陵夷至于近代 劉歆「移書讓太常博士」(『文選』卷四十三)の「重遭戰國、棄邊豆之禮、理軍旅之陣、孔子之道抑、而孫・吳之術興、陵夷至于暴秦」の語法に倣った表現か。

(24) 無復師資之法 「師資」は、『老子』第二十七章に、「故善人者、不善人之師、不善人者、善人之資。不貴其師、不愛其資、雖智大迷」とあるのにもとづいて、師弟のことをいう。(25) 學不心解 『禮記』學記の「雖終其業、其去之必速」の鄭注に、「學、不心解、則忘之易」とある。

(26) 專以浮華相尙 班固「典引」序(『文選』卷四十八)に、「司馬相如落行無節、但有浮華之辭、不周於用」とある。

(27) 豫造維難四句 おそらく當時の經學に関する討論の實態を述べたものであろう。「譬對」は、「校讎」の語源となった劉向『別錄』(『太平御覽』卷六百十八學部正謬誤引)の「一人持本、一人讀析、若怨家相對、故曰讎也」を想起させる。あらかじめ討論のテーマを設定して、問題提起役(芟角)・論難役(反對)・調停役(互從)がそれぞれの立場から論理を戦わせたものかと想像するが、なお望文生義の惧れを免れがた

(28) 以紊彝敘 『尚書』洪範の「我不知其彝、倫攸叙」にもとづく。孔傳に、「我不知天所以定民之常道理次敘」と注する。(29) 讒譏成俗 『法言』寡見篇に、「或曰、讒、譏、者天下皆訟也。其存曰曼、是爲也。天下之亡聖也久矣。呱呱之子、各識其親、

講、講之學、各習其師、精而精之、是在其中矣。注に、「講講、
争聲」。

(90) 班固列六藝爲九種 漢志六藝略序に、「序六藝爲九種」と
ある。

(91) 或以緯書解經二句 隋志に先だつ阮孝緒『七略』の經典錄
は、易・尚書・詩・禮・樂・春秋・論語・孝經・小學の九部から成り、
緯識部は別に術伎錄の中に設けられている。「以緯書解經」
は、識緯序注(6)参照。

譯注者後記

これまでと同じく、譯は川合が、注は興膳が擔當した。なお、
金文京君による譯注の草稿を参照した。同君に謝意を表する。